

平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 F D K株式会社  
代表者名 代表取締役社長 望月 道正  
(コード番号:6955、東証第二部)  
問合せ先 広報・I R室長 平野 芳晴  
(TEL. 03-5715-7400)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴ない、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行なうものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙とおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のため株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li><u>2. 監査役</u></li><li><u>3. 監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第25条 当社の取締役は16名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第26条 ① 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第27条 ① &lt;条文省略&gt;</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、現に在任中の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li><u>2. 監査等委員会</u></li><li><u>&lt;削除&gt;</u></li><li><u>3. 会計監査人</u></li></ol> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第25条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は16名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第26条 ① 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第27条 ① &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満</u></p>

<p>(代表取締役) 第 28 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 29 条 取締役会は、その決議によって、会長、社長各 1 名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 30 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第 33 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、500 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の定員) 第 34 条 <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 35 条 ① <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任については、議決権を行</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 28 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 29 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長、社長各 1 名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 30 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 33 条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、500 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p>
---	---

使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

(監査役の任期)

第36条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

(監査役会)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、500万円以上であらかじめ定める金

<削除>

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

(監査等委員会)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

<削除>

<削除>

<p><u>額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第 87 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第 87 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条の定めるところによる。</p>
--	--

以 上